

<提案審査>

No.	回答掲載日	質問	回答
1	6/10	非常勤の配置について、20時間を確保できていれば週3または4日勤務の配置も可能か。	非常勤職員は、原則として週5日、1日4時間以上の勤務としています。
2	6/10	土曜日の開所時間について、8:30~12:30の4時間でも評価基準の土日開所と同等の評価になるか。	土曜日または日曜日の午前8時30分から午後5時の間、開所している場合に評価点が加点となります。
3	6/10	物件と人員は事前に確定させておいて契約などを済ませてある状態でなければならないか、それとも受託が決まってからでも問題ないか。また、実際に建物の改装などを進めいく中で問題が生じるケースあるがどのようなルールになっているか教えていただきたい。	「募集圏域内において、令和9年4月1日に職員体制及び設置場所等の要件を満たした包括を設置」することが応募資格です。したがって、契約状況の有無は応募の要件ではありません。なお、建物の改装等を行う場合でも、令和9年4月1日に開所いただくことに変更はありません。
4	6/10	複数の圏域に応募する場合、紙媒体で提出する原本・副本は応募する包括ごとに用意し提出することになるが、電子媒体の場合にも2度に分けて入力・登録し提出するのか。又はまとめて1度の提出の場合にフォームの項目に入力する内容が違う場合はシートをコピーし足して提出するのか。	電子媒体についても応募圏域ごとに分けてご提出ください。 ※1つの質問に添付できるのは10MBまで、1度の回答に添付できるのは合計で100MBまでです。ZIPファイルの添付も可能です。 写真や図面の容量が大きく添付できない場合、紙に印刷したものをPDFにして添付するなど、容量を少なくしてください。 それでも、1度の回答で添付しきれない場合は、個別にお問い合わせください。
5	6/10	様式14「利便性、利用者への配慮について」応募するセンターで行政が指定した場所での運営について、区分、設置方法や設置状況などをどう記入したらいいか。	記載は「予定あり」、「市が指定した公共施設」となります。市が指定した公共施設の設置状況については、応募要項の9ページや市ホームページで確認ください。事務室や相談室については、法人によって考え方が異なりますので指定はありませんが、必要に応じ現状の資料を提供いたしますので、ご相談ください。なお、市が指定した公共施設の場合、「利用者駐輪場」から「入口、内部の段差」までの項目は記載不要とします。
6	6/10	提案書類⑤「職員体制」の職員経歴書について、有資格者の資格証の写しの提出は必要か。	応募の際に資格証の写しの提出は不要ですが、受託決定後には提出が必要です。
7	6/19	No.1で、「非常勤職員は、原則として週5日、1日4時間以上の勤務としています。」とのことだが、「原則として」はどう解釈すれば良いか。	現状、「相模原市地域包括支援センター活動マニュアル」において、非常勤職員は「原則週5日、1日4時間以上勤務とします」としており、原則に則って配置いただくのが基本ですが、働き方の多様性や、人員確保を図るための方策として、法人の判断で原則と異なる勤務とすることは妨げません。ただし、その場合でも契約書に定めている週20時間の勤務は必須となります。
8	6/19	様式11-1 職員体制 1 法人雇用職員数の常勤の考え方について 契約形態は非常勤(パート)だが、常勤と同じ、週5日×8時間働いている職員は常勤とカウントするか非常勤とカウントするのか。	雇用契約の形態に関わらず、常勤と同様の勤務時間である場合には、募集要項7ページの常勤職員とすることができますが、包括業務専従とする必要があります。

<提案審査>

No.	回答掲載日	質問	回答
9	6/19	<p>障がい者相談連携支援員(仮)について</p> <p>①標記支援員を導入した場合、募集要項に支援員の業務として記載されている内容以外の、例えば総合相談、予防ケアプラン作成、地域介護予防事業(介護福祉士、精神保健福祉士除く)などの業務に従事してもよいか。逆に三職種やその他職員が支援員の業務を行なってもよいものか。</p> <p>②今回、支援員の導入はしないと応募した場合、令和9年4月までの期間で支援員導入に関して方針を変えることは可能か。また、導入を迷っている場合、公募書類には導入する方向で書いた方が良いか、それとも導入が確定でない場合は予算や職員体制など支援員を抜いて公募書類を作成した方が良いか。</p> <p>③来年度以降、年度の途中で支援員を配置する事は可能か。またその場合、人件費も配置期間に合わせ支給されるか。</p>	<p>①障がい者相談連携支援員(以下、この項目において支援員という。)は、職員定数を超えて配置する常勤職員です。そのため、職員定数に含まれる職員(三職種やその他専門職員)と兼務はできませんが、支援員の業務である「適切な障がい者支援機関への接続支援」については、支援員を中心に行っていただくことを前提としつつ、他の職員が当該業務を行うことを妨げるものではありません。同様に、支援員が当該業務以外の包括業務を行うことを妨げるものでもありません。</p> <p>②支援員を配置しないとして応募いただいた後、配置する方針に転換することは可能ですが、評価基準上の加点対象にはなりません。応募に際しては、支援員を配置する(見込みがある)場合のみ応募書類に反映させてください。</p> <p>なお、配置する(見込みがある)として応募いただいた後に、結果として配置できないということのないよう、計画的な人材確保等に取り組んでください。</p> <p>③支援員の人件費については、実際の配置に関わらず配置があるものとして委託料を算定し、概算払いすることを想定しています。その場合、結果的に配置がなかった期間については、支援員の人件費分の委託料を返還いただくことになります。</p>
10	6/19	<p>土曜日の開所時間の取り扱いについて、例えば、来所による対応は12時15分までだが、訪問、電話対応および事務処理等の業務を17時15分まで行っている場合は、17時15分までの開所としてよいか。</p>	<p>開所時間は来所による対応も含め、利用者対応が可能な時間を差しますので、お尋ねの場合は12時15分までの開所となり、加点の対象にはなりません。</p>
11	6/19	<p>事務所設置場所について、現運営事業者の事務所を引き継ぐことは可能か。</p>	<p>物件の所有者等にお問い合わせください(市が設置場所を指定している場合を除く)。</p>

※同じ趣旨の質問が複数ある場合、回答をまとめる場合があります。

※文章の体裁を整えるため、文言を修正して掲載する場合があります。

※質問の内容に合わせて、書類審査用、提案審査用の振り分けを変更(あるいは両方に掲載)する場合があります。